二　関係政令の整備
　所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第一二条関係）
三　施行期日
　この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。

◇遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三〇五号）（農林水産省）

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三九号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇遊漁船業の適正化に関する法律第三条第二項の期間を定める政令（政令第三〇六号）（農林水産省）

1　遊漁船業の適正化に関する法律第三条第二項の政令で定める期間
　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六三年法律第九九号。以下「法」という。）第三条第二項の政令で定める期間は、次のとおりとすることとした。（本則関係）
㈠　法第三条第二項の更新を受けた者であって、従前の登録の有効期間において、法第三八条（第一号に係る部分を除く。㈢において同じ。）の規定により過料に処せられたもの又は法第二〇条の規定による命令を受けたもの（㈡に該当する者を除く。）　三年
㈡　法第三条第二項の更新を受けた者であって、従前の登録の有効期間において法第二一条第一項の規定による事業の停止の命令を受けたもの　一年
㈢　法第三条第一項の登録を受けた者であって、当該登録の日前五年以内に、法第三八条の規定により過料に処せられたことがあるもの又は法第二〇条の規定による命令を受けたことがあるもの（㈣に該当する者を除く。）　三年
㈣　法第三条第一項の登録を受けた者であって、当該登録の日前五年以内に法第二一条第一項の規定による事業の停止の命令を受けたことがあるもの　一年

2　施行期日
　この政令は、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三九号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。

政令

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年十月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二号

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年十月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　鈴木　淳司
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　宮下　一郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　木原　稔